

# 島根県における知的財産への取り組み

島根県商工労働部産業振興課

## 目次

1. 最後の弁理士不在県、そして日本弁理士会との出会い
2. 知的財産を活用した県内産業の振興
3. 知的財産戦略の策定
4. 弁理士に期待すること

### 1. 最後の弁理士不在県、そして日本弁理士会との出会い

知的財産に対する島根県の本格的な取り組みが始まったのは、平成13年早春でした。本県においては、この年の秋に県内産業の高度化と研究開発型企業の育成を目的とし、産学官連携の拠点「ソフトビジネスパーク島根」のオープンを控え、企業に対する多様な支援策の準備も整いつつありました。しかしながら、本県には研究開発型企業に欠かすことのできない特許等の知的財産に関する専門家である弁理士が不在という状況であり、知的財産に関する取り組みを強化する必要に迫られていました。

このような中で、新弁理士法の施行を機に、更に社会貢献に力を入れたいとする日本弁理士会との間で、平成13年2月に「知的財産権の活用による産業振興施策の支援に関する協定」を締結し、平成13年度から知財セミナーと特許相談がスタートしました。この日本弁理士会との協定は、本県の知財行政にとってエポックメイキングであったと認識しています。後述する本県の知財に関する政策は、この協定に基づく日本弁理士会の支援がベースになっていますし、現在では、弁理士不在県も解消でき、県内に3つの弁理士事務所が開設されています。

## 2. 知的財産を活用した県内産業の振興

### (1) 知的財産戦略セミナー

平成13年度から開催しているセミナーは、本年度4年目を迎えました。県内企業の大半が中小企業である本県の場合、知的財産に対する継続した啓発活動は重要であるとの考えのもと、受講者アンケートを参考

にセミナーの構成やテーマを変えながら実施しています。今年度は新たに演習を加え、講師にも弁理士以外の特許庁の審査長や民間企業のデザインディレクターを招くなどの試みも行っています。セミナーを受講したからといって直ちに出席件数の増加に結びつくものではありませんが、企業からの知的財産に関する質問がより専門的になるなど知的財産に関する意識は確実に高まってきています。

《セミナーHP：<http://www2.pref.shimane.jp/sangyo/chiteki2004/>》



セミナー風景

### (2) 産学官連携の強化

後で紹介する知的財産戦略にも掲げていますが、知的財産を活用した地域産業振興のためには産学官の連携は欠かせません。知的財産の活用については「産」と「学（学の側面を持つ公的試験研究期間を含む）」の間でサイクルが確実に循環することが理想ですが、産業の集積が少なく、産学相互の交流、活用経験の少ない本県にあっては、当面橋渡し役として「官」の関与が必要となってきます。そのため、今年度から新たに県の職員をコーディネーターとして大学及び高専に派遣し、研究シーズの発掘や企業ニーズの大学等への提供など産学官連携の強化に努めています。

### (3) 特許流通事業と中小企業への支援

従来発明協会島根県支部に配置していた特許流通ア

ドバイザーと特許情報活用アドバイザーを本年度から(財)しまね産業振興財団に配置し、これに併せて知的所有権センターについても財団に認定の変更を行いました。これは中小企業支援の中核機関である財団に知的財産に関して中核的な機能を持たせるとの方針のもと行ったものです。流通アドバイザーの活動により成約件数は毎年確実に増加していますが、従来よりもアドバイザーに対して財団の持つ企業情報や各種支援制度の情報提供もスムーズとなり、成約件数の更なる増加が期待されるところです。

また、今年度から特許庁の補助事業として始まった、「地域中小企業知的財産戦略支援事業」について全国10県のうちの1県として採択を受け、先般、具体の支援企業を決定しました。本事業は知財の専門家である弁理士等を中小企業に派遣し、特許マップの作成や特許戦略策定等の支援を行うものであり、県内中小企業の知財活用体制の強化に繋がるものとして期待しています。

#### (4) 県有特許活用による産業振興

本県では、昨年5月に設置した新産業創出戦略会議のもとで新産業創出のための重点事業として5つのプロジェクト事業を立ち上げました。県の産業技術センターを中心に各プロジェクトで開発した技術については、海外も含め積極的に特許を取得し、知的財産の形で効率よく県内企業に技術移転し製品化してもらうこととしています。このプロジェクト事業を通じて10年後には1千億円の製造品出荷額、5千人の雇用創出を目指すとの数値目標も掲げていますので、県としても効率よく研究開発を行うために、優れた技術を持つ国内外の大学、研究機関、企業との共同研究も視野に入れています。

### 3. 知的財産戦略の策定

#### (1) 策定の経緯と過程

本県では平成15年3月に「島根県知的財産活用戦略」を策定しました。従来から戦略を策定すべきとの話はありませんでしたが、国の知的財産戦略大綱の決定を機に、平成14年度の補正予算において予算化し策定したものです。全国の知財戦略の中で最も早く策定したものであり、手探りの状態ではありましたが策定委員会委員の方々の活発な議論とセミナーの際に来県される弁理士の方々のアドバイスを受けて完成したものです。

《知的財産活用戦略 HP : <http://www.pref.shimane.jp/>

[section/kishin/chizaisenryaku/](http://www.pref.shimane.jp/section/kishin/chizaisenryaku/)》

#### (2) 戦略の概要と実施状況

戦略の中には、もちろん県として推進すべき施策も掲げていますが、この戦略が県内中小企業等に広く知的財産の重要性を認識してもらうという意味合いも込められているため、知的財産の必要性と有効性、知的財産を活用した産業振興のために産業界や大学が取り組むべき活動等についても盛り込まれています。また、成功事例をつくるためには選択と集中が必要だととして、一例ではありますが地域ごとに重点的に特許の出願を目指す分野を示しているのも、公平性を重視する従来の行政の報告書等にはあまりなかったものかも知れません。

戦略の現在の実施状況ですが、産学官連携の強化や財団の知財機能の強化は戦略に沿ったものです。また、県有特許を効率よく活用するための、県の諸規程の全面改正も実施し今年度から適用しています。今後は、しまね型TLOの設置が最も重要な課題であり、その設立に向けて検討を進めているところです。

### 4. 弁理士に期待すること

今後、県内企業も知的財産重視にシフトしていくと考えられ、その中で弁理士の役割は大きいものがあります。また、地方自治体も限られた財源の中で産業の振興を行うためには、知的財産をより戦略的に活用する必要性に迫られています。従来、県や公的研究機関では、必ずしも知的財産を戦略的に活用していたとは言いがたい状況があります。直接自らが特許等を実施することがない県や公的研究機関においては、直接実施することを前提とした企業とは別の戦略性が求められることとなります。このためには、県が地域の産業振興について明確な方向性を持つとともに、弁理士の方々からの特許や技術に関する評価や契約交渉に関するアドバイスが不可欠であると考えています。

日本弁理士会と本県との協力関係を維持・拡大する中で、県内企業の活性化や県の産業振興施策において、弁理士の皆さんが大きな役割を果たしていただくことを期待しています。

#### お問合せ先

島根県商工労働部産業振興課

TEL: 0852-22-5293

E-Mail: [sangyo-shinko@pref.shimane.jp](mailto:sangyo-shinko@pref.shimane.jp)

URL: <http://www2.pref.shimane.jp/sangyo/>